

令和4年度一般会計補正予算（第1号）

総括表 ー 付 事業概要 ー

令和４年度一般会計補正予算（第１号）総括表

（歳入歳出補正予算）	補正前予算額	75,079,262 千円
	補正額	548,973 千円
	補正後予算額	75,628,235 千円

（単位：千円）

款（歳入）	歳入補正額	事業名
15 国庫支出金	548,973	民生費国庫補助金の増 168,446 （新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の増） 衛生費国庫負担金の増 152,086 （新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の増） 衛生費国庫補助金の増 228,441 （新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増）
歳入合計	548,973	

（単位：千円）

款（歳出）	歳出補正額	事業名
3 民生費	168,446	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 168,446 子育て世帯生活支援特別給付金 162,500 （ひとり親世帯分） 57,500 （その他世帯分） 105,000 通知書印刷等業務委託料 3,361 その他 2,585
4 衛生費	380,527	新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増 380,527 接種委託料の増 152,086 接種支援業務委託料の増 114,064 集団接種運営等業務委託料の増 70,693 接種券印刷等業務委託料の増 7,984 その他 35,700
歳出合計	548,973	

事業概要

※事業名の右に記載の金額は補正予算額です。

※事業名の下段〈 〉内は、予算書における事項名です。

民生費

1 子育て世帯生活支援特別給付金の給付

168,446千円

〈子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費〉

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日関係閣僚会議決定）に基づき、コロナ禍において物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯の生活を支援するため、国の補助事業として、「子育て世帯生活支援特別給付金」を給付します。

〔事業概要〕

(1) 対象児童 (3,250人)

令和4年3月31日時点で、18歳未満の児童（障がい児の場合、20歳未満）

(2) 対象者

ア 低所得のひとり親世帯 (1,150人)

令和4年4月分の児童扶養手当受給世帯

※公的年金等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない世帯、家計急変世帯（直近で収入が減少し、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方）も含む。

イ その他低所得の子育て世帯 (2,100人)

令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯

※高校生のみ養育世帯及び家計急変世帯（直近で収入が減少し、住民税均等割が非課税相当の水準に下がった方）も含む。

(3) 給付額

児童一人につき5万円

(4) 給付時期

令和4年6月下旬から（予定）

(5) プッシュ型の給付

各手当の口座情報の活用が可能な場合は、申請に基づかず確認書を送付し給付を行う「プッシュ型」により、早期の給付を実施します。

【財源内訳】

国庫支出金 168,446千円

1 新型コロナウイルスワクチン追加接種（4回目接種）の開始

380,527千円

＜新型コロナウイルスワクチン接種事業費＞

国から重症化予防を目的とした追加接種（4回目接種）の方針が示されたことから、国の方針に基づき、接種を開始します。

〔事業概要〕

(1) 追加接種（4回目接種）の実施

対 象 者 3回目接種の完了から5か月以上経過した60歳以上の方及び18歳以上60歳未満の方のうち、基礎疾患を有する方とその他重症化リスクが高いと医師が認める方

接種会場 市が設置する特設会場（※）での「集団接種」と、病院や診療所で行う「個別接種」を併用します。

※特設会場は、元気創造プラザ1階軽体操室、地下2階サブアリーナの2か所で実施します。

開始時期 令和4年6月上旬 個別接種の開始

6月下旬 集団接種の開始

(2) 接種券の送付・接種の受付

3回目接種の完了から5か月以上経過した60歳以上の方を対象に令和4年6月より接種券を順次送付し、接種券が届いた方から接種予約が可能となります。なお、予約の負担を軽減し、早期に接種を受けていただけるよう、3回目接種を令和4年2月末までに集団接種会場で接種した方を対象に、4回目接種の会場、日時、ワクチンを指定して送付します。指定内容は、3回目接種と同じ曜日、時間帯の最短日で、同一のワクチンとしますが、変更は可能です。

基礎疾患を有する方等を対象とした接種券は、原則として自己申告に基づく申請により接種券を発行し、接種券が届いた方から接種予約が可能となります。

(3) コールセンター開設期間の延長

コールセンターの開設期間は、追加接種（4回目接種）が完了するまで延長します。

(4) 予防接種健康被害救済制度への対応

新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害が生じた場合に、予防接種法に基づき申請できる救済制度への対応を引き続き実施します。

【財源内訳】

国庫支出金 380,527千円

